

2024年度 千葉県予算重点要望

長期の物価高騰のもと県民の暮らしと地域経済を支え、安心・安全の千葉県へ

千葉県知事 熊谷俊人 様

2023年11月16日 日本共産党千葉県委員会
日本共産党千葉県議会議員団

内政、外政での岸田政権の行き詰まりが深刻になり、国民の不信と怒りが広がっています。生活苦の根本には、コロナ禍に加え、物価高騰が暮らしを直撃し、長期にわたって賃金が上がらない、重すぎる税金と貧しすぎる社会保障・教育、食料とエネルギーの自給率の低さという30年におよぶ経済停滞と暮らしの困難―「失われた30年」があります。

わが党は経済を再生し、暮らしに希望をもたらすための「経済再生プラン」を発表しました。その中心点の第一は政治の責任で「賃上げ」「待遇改善」を一人間を大切にする働き方の改革です。第二は消費税減税、社会保障充実、教育費軽減―暮らしを支え格差をただす税・財政改革です。第三は気候危機打開、エネルギー・食料の自給率向上―持続可能な経済社会の改革です。

岸田政権が進める敵基地攻撃能力保有と大軍拡も看過できません。これは米国による他国への先制攻撃に自衛隊が一体で参加するためのものであり、憲法に背く「戦争する国づくり」に他なりません。

これらの立場から2024年度県予算編成および県政運営にあたり、県民生活を守りぬき、郷土を戦争への出撃基地をさせないことが強く求められていると考えます。いまこそ、国に言うべきことはハッキリと言い、県民が納めた税金の使い方を改めて、暮らしと地域経済を支え、安心・安全の千葉県を築くことを最優先するよう強くもとめ、以下、要望します。

一、物価高騰の中、地域経済を支え命と暮らしを守りぬく

(1) 中小企業も含め、全ての労働者の賃金を引き上げる

- ①大企業への法人事業税超過課税を制限税率まで課税し、中小企業の賃上げを直接支援し、最低賃金時給1500円への引き上げを促進すること。
- ②国に対し、大企業の内部留保に時限的課税による賃上げ、男女賃金格差の是正と、労働者の正規化をすすめるよう求めること。
- ③公費による介護・福祉従事者や保育所職員、学童保育指導員の賃金引上げを求めるとともに、県独自の支援を強めること。

(2) 消費税減税・インボイス中止

- ①消費税の緊急減税を行うよう国に求めること。
- ②消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）を直ちに中止するよう国に求めること。

(3) 社会保障の負担軽減

【医療の負担について】

- ①子どもの国保料・税の均等割りへ県による上乘せ助成を行い、全額免除をすること。
- ②国保への県補助金を復活し、全国知事会が求めている1兆円の国庫負担の増額をはじめ協会けんぽ並みの保険料を実現するために県の責任を果たすこと。
- ③各市町村の保険料引き下げのための法定外繰入削減や加入者の実態を無視した「収納対策」をやめること。
- ④短期保険証や資格証明書の発行中止、国保法第77条（国保料）、地方税法第717条（国税）にもとづく保険料（税）軽減、国保法第44条にもとづく窓口負担の軽減について、実効ある制度になるよう市町村に働きかけること。
- ⑤中学3年までの通院・入院医療費の窓口完全無料化を早期に実施し、高校3年生までの無料化を促進すること。
- ⑥難病患者の負担の引き下げを国に求めるとともに、県として、ぜん息など小児慢性特定疾病の医療費助成を拡充すること。
- ⑦入院食費の負担増、「患者申出診療」（混合診療）、紹介状なしの大病院受診追加徴収など患者負担増や保険外診療拡大の撤回を求めること。
- ⑧風邪など少額受診やかかりつけ医以外の受診追加負担、一般病床患者からの居住費徴収、市販品類似薬の公的保険外しなど、新たな医療費負担の中止を国に迫ること。
- ⑨後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めるとともに、財政安定化基金の活用などによる県独自の負担軽減策を講じること。
- ⑩「現物給付」による「ひとり親家庭等医療費等助成」の自己負担金をなくし、所得制限の緩和を図ること。

【介護保険料・利用料負担について】

- ①介護保険利用料「2割負担」、「3割負担」、介護施設利用の低所得者への「補足給付」（食費・居住費軽減）縮小の撤回を国に要求すること。
- ②高額介護サービス費の負担上限額引き上げ、軽度者生活援助原則自己負担、軽度者福祉用具・住宅改修原則自己負担、要介護1・2の通所介護の地域支援事業移行、65歳～74歳および75歳以上の利用料原則2割に反対すること。
- ③住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめるよう国に求めること。県として、介護保険料・利用料の本人負担の軽減をはかること。

(4) 教育費負担軽減

- ①公立小・中の給食費無償の対象を広げるなど、さらなる拡充をすすめること。
- ②私立高校の経常費助成をさらに引き上げ、授業料減免制度を近県並みに拡充すること。
- ③施設整備費を含む学費全体に対する減免制度を創設すること。
- ④私立幼稚園に通う家庭への授業料直接助成制度を創設すること。
- ⑤県として、就学のための給付金支給対象や、給付型奨学金制度を拡充すること。
- ⑥低所得家庭の子どもたちへの学習支援を抜本的に強めること。

二、 コロナ危機を乗り越え、社会保障を拡充する

(1) 安心して必要な医療体制の整備

- ①平時より新型コロナに対応する病床を確保し、感染急拡大時に直ちに対応できる体制を整えておくこと。病床を確保するに十分な支援を行うこと。
- ②感染した妊婦は、症状の有無に関わらず「原則入院」ができる体制をとること。
- ③「千葉県地域医療構想」を撤回し、病床削減の押しつけをやめ、すべての医療圏で必要なベッド数を確保すること。
- ④診療報酬の抜本的な増額、新感染症に対応した診療報酬体系の抜本的充実を国に求め、看護師の配置基準と労働条件の改善をすすめること。
- ⑤県立病院の医師と看護師の確保・養成、夜間救急・小児科・産科の体制強化、総合地域周産期医療センターの充実を進めること。
- ⑥地域医療を疲弊させた県立病院再編計画は廃止し、県立病院存続と充実をすすめること。
- ⑦看護師養成校の定員を抜本的に増やし、保健師等修学資金貸付制度の増額、貸付枠の大幅拡大を行うこと。

(2) 必要な介護が受けられる制度・体制の確立

- ①要支援者向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を要介護5の人まで拡大するとともに、要介護1および2の介護保険給付外しに反対すること。
- ②訪問・通所介護など在宅サービスの総量規制強化をやめるよう国に求めること。
- ③市町村が実施する新総合事業におけるサービスの後退を食い止めること。
- ④特養ホーム建設への県補助金（一床あたり450万円）を維持するとともに整備計画を抜本的に引き上げ、入所待機者解消をはかること。

(3) 保健所等体制の抜本的強化

- ①保健師をはじめ、職員の増員に全力をあげる。感染急拡大に十分対応できる職員配置を行うこと。
- ②すべての保健所に検査課を設けること。
- ③人口10万あたり1カ所の保健所をめざし、当面、人口20万に1カ所となるよう保健所を増設すること。
- ④県衛生研究所の体制を増強すること

(4) 保育所・学童保育の待機児の解消へ

- ①認可保育所を抜本的に増設し、速やかに待機児童を解消すること。
- ②鉄道高架下、空き店舗利用、企業主導型保育など保育環境の悪化を招かないように県の支援を強めること。
- ③学童保育の大規模・過密化を解消すること。

(5) 減らない公的年金と高齢者の生活を支える施策の充実

- ①物価上昇時でも賃金が下がれば年金額を引き下げる「マクロ経済スライド」の強化による年金支給額抑制の仕組みをやめさせること。

- ②高額年取者の年金保険料引き上げを国に求めること。
- ③株価吊り上げのために年金積立金をリスクマネーに投入することを中止し、計画的な取り崩しで給付にまわすよう政府に要求すること。
- ④一定額以上の所得高齢者への年金一部支給停止、支給開始年齢のさらなる引き上げ、公的年金等控除を含む年金課税見直しをやめるよう国に求めること。
- ⑤最低保障年金制度導入を国に求めること。
- ⑥加齢性難聴者の補聴器購入費を県独自に助成すること。

(6) 新型コロナ無料検査・ワクチン接種の継続

- ①ワクチン接種と一体で「いつでも、誰でも、無料」の大規模な頻回PCR等検査を継続する。
- ②クラスター（感染集団）が発生しやすい医療機関、高齢者および障害者施設、保育所・幼稚園など児童施設、学校等で従事者と利用者、取引業者等を対象にした頻回無料検査を行うこと。
- ③希望する家庭・事業所へ検査キットを無料配布し、自主検査を促進すること。
- ④科学的な知見・エビデンスに基づいたワクチン接種のメリット・デメリットについて、それぞれの世代（保護者）に応じて丁寧かつ十分に周知し、接種を希望する人（保護者）が速やかに接種できる体制を拡充すること。ワクチンの無料接種を継続すること。

(7) 虐待から子どもを守る

- ①増え続ける児童虐待へ対応できる十分な態勢を整えること。そのために県立児童相談所のさらなる増設や必要な建替えを早期に行い、一時保護所の過密化解消をはかり、十分な職員を確保すること。
- ②児童養護施設と里親支援の拡充をはかること。
- ③県の責任で児童相談所のマニュアルの徹底・実行、市町村、教育機関等との緊密な連携などすすめること。
- ④全国より多い傾向がある「ヤングケアラー」への身近で親身な相談体制の確立と周知など対策を強化すること。

(8) 障害者（児）への支援拡充

- ①重度心身・精神障害者（児）医療費は窓口完全無料にし、65歳以上で新たに重度障害になった人の対象除外をやめること。
- ②グループホームとともに障害者支援施設、障害児入所施設などの定員増を図り、利用者本人の選択の機会を保障すること。
- ③施設等の職員の待遇改善や研修の充実をはかり、入所者・利用者の命と人権を守ること。

(9) 生存権を保障する生活保護制度

- ①必要な人がすべて利用できるよう保護申請の「門前払い」や扶養照会、本人の状況を見無視した過度の「就労指導」はしないこと。
- ②生活扶助や住宅扶助、冬期加算の引下げの撤回、冷房費加算を国に求めること。

- ③後発医薬品押しつけや医療扶助給付の減額、母子加算の見直し、一定期限での保護打ち切り導入などに反対すること。
- ④ケースワーカーを増員し、基準を大きく超えている担当世帯数を減らすこと。
- ⑤無料低額宿泊所、脱法ハウスへの指導・対策を強化すること。

(10) 困窮世帯への支援

- ①生活福祉資金貸付制度を充実させるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付の違約金（延滞金）不徴収など制度を拡充すること。
- ②「生活福祉資金特例貸付」や「住宅確保給付金」の拡充を国に働きかけるとともに、必
- ③要とする人への県独自の支援を行う。
- ④フードバンクや子ども食堂など民間団体のとりくみに支援すること。
- ⑤住まいを失うことのないよう、県営住宅の新規増設、建替え、修繕を実施すること。
- ⑥県営住宅家賃減免制度の周知を徹底し、その利用を居住者に積極的によびかけること。

三、 8時間働けば生活できる社会を目指す

(1) 非正規労働者、とりわけ女性と若者の労働条件の改善

- ①介護、保育、障害者福祉などの配置基準の見直しを国に要求し、雇用の正規化をすすめること。
- ②労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給などを明記するルールや、ギグワークなどの無権利な働かせ方を広げる規制緩和をやめ、権利保護のルールをつくり、シフト制労働者の権利を守るよう、国に求めること。
- ③労働者派遣法を抜本改正し、派遣は一時的・臨時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を整備するよう国に求めること。
- ④パート・有期雇用労働者均等待遇法や解雇規制法を制定するよう、国に働きかけること。
- ⑤全国一律最賃制の確立を国に要求すること。
- ⑥県の委託事業である心身障害者（児）歯科保健巡回診療指導事業（ビーバー号）における歯科衛生士への一方的かつ不利益な雇用形態変更を是正させること。

(2) 長時間過密労働の解消

- ①残業時間の上限を「週15時間、月45時間、年360時間」とし、連続11時間の休息時間（勤務間インターバル制度）を確保し、「残業代ゼロ」の高度プロフェッショナル制度を廃止するよう国に求めること。
- ②過重労働による脳・心臓疾患対策や自殺予防のとりくみを強めること。
- ③違法行為へのペナルティ強化、違法性が疑われる離職率が高い企業や、時間外労働・不払い残業などの法令違反で摘発された企業の公表、調査や指導の強化を国に求めること。
- ④外国人労働者の低賃金、人権侵害を抜本的に是正するよう国に求めること。
- ⑤高校生や若者への労基法など労働者の基本的権利と雇用のルールの周知に努めること。
- ⑥ジョブカフェなどの増設、充実を進め、若者の就職活動を支援すること。
- ⑦青年や失業者などを雇用した中小企業への就職奨励助成金制度を創設すること。
- ⑧庁舎管理などの特定業務委託における賃金水準・支払い管理を徹底すること。

- ⑨県有施設の空調機器などの総点検を行い、不備がある場合は速やかに対処し、職員の労働環境を改善すること。

四、 教育予算の大幅増額で学びを保障する

(1) 深刻な教員不足の解消

- ①年度当初から教員定数がみえない事態をなくすために、小・中・高・特支の教員採用試験時の募集人数を大幅にふやすこと。
- ②年度途中からの産休・育休・療養休暇等代替教員の速やかな確保のために、年度当初から県独自の教員（県単教員）を採用すること。
- ③初任教員が授業準備や学級運営などに十分とりくめるよう、丁寧かつ親身な援助を行うこと。その際、当事者や学校現場の教員が過度の負担にならないようにすること。

(2) 少人数学級の拡大

- ①国に対して、義務標準法、高校標準法の早期改正を求め、学級編成基準を1学級30人から20人にすること。
- ②国待ちにならず、県独自に少人数学級を計画的に拡充すること。

(3) 教員の多忙化、長時間労働の解消

- ①教職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正し、「1年単位の変形労働時間制」に関する条項は削除すること。
- ②「学校における働き方改革推進プラン」を実効あるものとし、業務削減を大胆に進め、教職員の負担軽減を図ること。
- ③先生一人当たり授業持ち時間に上限を設け、子どもたちと向き合う時間を確保すること。
- ④「運動部活動のためのガイドライン」を学校、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させ、教員の過重負担を軽減し、顧問（教員）と生徒の適切な休養を保障すること。
- ⑤定数内教員はすべて正規教員とし、「ハーフタイム」の再任用は、定数枠から外すこと。
- ⑥非常勤講師の待遇改善をはかること。
- ⑦学校における単純労務委託事業の入札のあり方を見直し、相当の賃金が支払われるよう改善すること。
- ⑧国に法制度の改正を求め、教職員に残業代を支払うこと。

(4) 老朽化した学校施設の改修、エアコン増設

- ①特別支援学校の設置基準に見合うよう校舎の新・増設を促進し、教室不足の解消をはかり、必要な人員を配置するなど教育条件を引き上げること。
- ②児童生徒の急増で過密化している特別支援学校のトイレの増設、改修を行うこと。
- ③特別支援学校のスクールバスを増やし、長時間通学を解消すること。
- ④夜間高校に通う生徒にとって重要な役割を果たしている給食を全校で再開すること。
- ⑤雨漏り、壁・床の剥がれ、排水不良など老朽化した学校施設の改修予算を抜本的に増額し施設改修を進めること。また、トイレの洋式化を促進すること。

- ⑥県立学校の特別教室、教科準備室、体育館、職員室へのエアコン設置を県費負担で直ちに行うこと。

(5) 憲法に基づく教育へ「県教育振興基本計画」撤回、「教育振興に関する大綱」の抜本見直し

- ①侵略戦争美化、憲法否定と結んだ「愛国心」「道徳教育」の押しつけをやめること。
②いじめなどの問題は子どもたちの命を守るという基本姿勢を最優先に貫くこと。教職員が精神的にも時間的にもゆとりを持って子どもたちと向き合い、集団による検討・対応が可能となる体制と環境を整えること。問題の隠ぺいがないようにすること。
③「次期県立高校改革推進プラン（原案）」（2022～2031年度）で計画している県立高校「10組程度」の統廃合は止めること。
⑤県弁護士会の「警告書」（2020年9月）を重く受け止め、県立高校生徒の人権を侵害する頭髪・服装指導を直ちにやめ、生徒の意見を反映した校則、「生徒指導規程」にあらためること。

(6) 教科書採択に関する全面公開

- ①教科書採択に関する資料の全面開示、教科書選定審議会の公開及び、逐語録による議事録の作成・公表を行うこと。
②教員や保護者らの意向が十分に反映され、かつ真理・真実に基づいた教科書の採択をめざすこと。

(7) 私立幼稚園教育の充実

- ①幼児の発達年齢に適した教育のため、私立幼稚園の学級定員減をはかること。
②私立幼稚園教職員の待遇を公立幼稚園なみに改善するため、県として支援を強めること。

五、気候危機打開と食料自給率向上に貢献する千葉県に

(1) 原発ゼロ、再生可能エネルギーの普及

- ①条例を制定し、温室効果ガスの排出規制を積極的に進め、県内の発電や製鉄などの事業所に、排出抑制計画と排出量を適時公表させること。
②県内の新たな火力発電所建設を認めないこと。
③自然環境保全と両立しないメガソーラーではなく、地域の特性にあった太陽光発電や、小水力、風力エネルギーの利活用をはかること。
④温室効果ガス排出削減の積極的な目標を政府に求めるとともに、県の低すぎる2030年削減目標を大幅に引上げ、「県2050年ゼロ宣言」を実効あるものにする事。
⑤原発の即時ゼロ、再稼働中止を国に強く求めること。とりわけ隣接県（茨城）にある老朽化した東海第2原発の再稼働中止を強く求めること。
⑥福島第1原発の汚染水・アルプス処理水の海洋放出の即時中止を国と東電に求めること。

(2) 豊かな自然を守る(産廃処分場、残土処分場、再制度埋め立てなど)

- ①産業廃棄物処分場、残土処分場の設置は、立地規制を強化し、地元住民の合意を大原則にすること。そのための条例改正・制定を行うこと。
- ②県外からの大量に搬入される建設残土は、その安全性のチェックが極めて不十分であり厳しく制限すること。
- ③再生土埋立現場から有害物質が検出されないよう、「再生土等埋立て条例」は埋立て処分を禁止する内容に改正すること。「届け出制」から「許可制」に改め、周辺住民の合意を条例に盛り込むこと。
- ③三番瀬の自然環境を保全し、「再生」の名による埋め立ては行わないこと。
- ④三番瀬および盤洲干潟のラムサール条約登録に全力をつくすこと。
- ⑤ハクビシンなど有害鳥獣による住宅被害に対する県の財政支援を行うこと。

(3) 食料とエネルギー自給率向上

- ①米、野菜・園芸・果実、食肉などの生産農家に対し、価格保障・所得保障にふみだし、県の食料自給率(2020年度カロリーベース24%)を大幅に向上させること。
- ②住宅への太陽光パネル設置補助金を拡充し、設置者本人への直接交付となるよう制度を改善すること。
- ③公的施設への太陽光パネル設置を推進すること。

六、ジェンダー平等、人権尊重で誰もが自分らしく生きられる千葉県

(1) 働く場での男女平等

- ①企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務づけるよう、国に求めること。
- ②労働基準法をはじめとする関係法令に、間接差別の禁止、同一価値労働同一賃金の原則を明記し、差別の是正の指導を関係機関に求めること。
- ③男女を問わず、単身赴任や長時間通勤を伴う転勤を原則禁止、看護休暇や育児介護休業制度拡充、残業は本人同意原則、不利益禁止など、家族的に責任と働くことが両立できる労働のルールづくりを国に求めること。県として保育所と学童保育の整備など社会的条件を整えること。
- ④ハラスメント禁止の法整備と、お茶くみ、メガネ禁止、パンプス・ミニスカートの制服などが、女性のみ課されている職場での慣行をなくす法律の制定を国に求めること。
- ⑤中小・零細業者における家族の「自家労賃」を経費として認めない所得税法第56条は廃止するよう国に要求すること。

(2) 誰もがその人らしく生きられる千葉県の実現

- ①選択的夫婦別姓制度をただちに導入するよう国に要求すること。
- ②同性婚を認める民法改正やLGBT平等法の制定を国に求めること。
- ③真の両性平等と女性の地位向上、女性の社会進出を保障する実効ある「男女平等条例」を早期に制定すること。

- ④「第5次千葉県男女共同参画計画」をジェンダー平等の基本理念を明確にしたものに改めること。
- ⑤「人権」を守る視点を明記した、すべての人が尊重されるための真の多様性尊重条例を制定すること。
- ⑥性的少数者（LGBTQ+）が自分らしく生きられる社会をめざし、啓発・啓蒙、教育に力を入れること。また、パートナーシップ制度を設け、公共サービス利用や県営住宅入居にあたって、差別されない措置を講じること。
- ⑦あらゆる政策に女性の声を反映させるため、幹部職員、各種審議委員などの女性の比率を高める積極的な目標をもち、本気でとりくむこと。
- ⑧キャンパス・ハラスメントをはじめとする、全てのハラスメントの根絶と被害者救済のための相談窓口を設置すること。
- ⑨こども基本法に基づき、子ども施策を策定する際、子どもや若者などの意見を反映するために必要な措置を講ずること。

（3）痴漢ゼロ、女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ①痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。そのために担当部局を設け、警察や民間事業者とも連携すること。
- ②DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護・自立支援などを強化すること。
- ③性暴力被害に対応するワンストップ支援センターの機能強化に努めること。

（4）リプロダクティブ・ヘルス&ライツの確立

- ①子どもの年齢・発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。
- ②避妊と中絶は、女性の大切な権利であり、避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくするよう関係機関に働きかけること。
- ③刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件の廃止を国に求めること。
- ④生理用品の恒久的な無償配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。
- ⑤職場や学校等で生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。

（5）統一協会など反社会的集団による被害をなくし、救済するため、当事者や家族の相談窓口設置や県民への啓発に努めること。

七、 巨大開発優先をあらため、中小企業、農林水産業支援で地域経済の再生

（1） 不要不急な巨大開発の浪費をやめる

- ①過大な見積もり、見通しのない「つくばエクスプレス沿線開発」「木更津金田西区画整理事業」を抜本的に見直すこと。
- ②新たな巨大事業の浪費となる「千葉港長期構想」にもとづく「千葉港港湾計画」や「千葉県営水道事業長期施設整備方針」は撤回すること。
- ③事業収束した「千葉ニュータウン」について、新たな県民負担を生じさせないこと。
- ④莫大な事業費を要する市川市（外環道）と成田市を結ぶ北千葉道路の未事業分15キロの建設計画は、道路の必要性や費用対効果などを再検証した上で、抜本的に見直すこと。

- ⑤圏央道、北千葉道路などの巨大道路を抜本的に見直すこと。
- ⑥破たんした「かずさアカデミアパーク構想」の県負担の軽減に努めること。
- ⑦新湾岸道路（第二湾岸道路）や千葉北西連絡道路の具体化には着手しないこと。

（２） 農林水産業の再生及び振興

- ①米価暴落対策に全力をあげ、主食用米生産農家を支えること。そのために、余剰米の買い取りで市場から隔離し、在庫米は生活困窮者支援にまわすことや、ミニマムアクセス米輸入中止を国に迫ること。
- ②「TPP11」や日米貿易協定（FTA）、日欧経済連携協定（EPA）、日英EPAからの撤退を国に要求すること。
- ③農家の自家栽培を原則禁止とする種苗法の「改正」を国に求めること。
- ④米の直接支払交付金制度の復活を国に求めるとともに、県独自の価格保障、所得補償を実施し、農林水産業の後継者育成をはかること。
- ⑤営利企業の農地所有解禁の撤回を国に申し入れること。
- ⑥老朽化した排水路改修などインフラ整備を農家の負担増なしにすすめること。
- ⑦CSF（豚熱）、BSE（牛海綿状脳症）対策、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの各種感染症の監視体制を強めること。CSF（豚熱）ワクチン接種を行うこと。
- ⑧新規就農者への支援を、国の制度に上乗せした県独自の制度を創設すること。
- ⑨農作物へのジャンボタニシや有害鳥獣被害対策や台風など自然災害被害への補償を強化すること。
- ⑩公共建築への国産材利用促進など林業振興策をすすめること。
- ⑪漁業経営の大半をしめ、漁村社会と豊かな魚食文化を支えてきた小規模沿岸漁業と漁協の役割を維持・重視した施策をすすめ、魚価安定対策や資源管理にともなう休業・漁獲制限などに対する所得補償を充実させること。

（３） 大企業呼び込みを転換し、中小企業・小規模事業所の倒産・廃業の危機打開

- ①大企業への立地補助金を廃止し、新たな工業団地の造成は行わないこと。
- ②「小規模企業振興基本法」および「同基本計画」の具体化をすすめ、中小企業振興条例を実効あるものにし、小規模企業の維持発展に力を入れること。
- ③地元業者の仕事づくりにつながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ④県として、中小企業・小規模事業所の営業と従業員の雇用を維持・継続できるよう支援を拡充すること。
- ⑤まともな労賃を保障するための公契約条例を制定すること。
- ⑥コロナ禍への対応で受けた融資（ゼロゼロ融資）の返済が経営圧迫や倒産を招くことがないように、一定期間、無担保・返済猶予となるよう国に強く求めること。
- ⑦制度融資の拡充、信用保証制度の改善など中小規模事業者の経営を支援すること。
- ⑧商店街・商店への支援予算を大幅に増額すること。商店街アドバイザー派遣事業を周知することをはじめ、商店・商店街の苦難克服のための実効性ある支援を強化・拡充すること。

(4) 安心・安全な街づくり

- ①国土交通省、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社が合意した「成田空港の更なる機能強化」は、周辺住民に耐え難い航空機騒音をもたらし、平穏な生活を脅かすものです。この「合意」を白紙に戻し、開港時の飛行時間などの合意をもとに関係住民の理解と合意を得たものにする事。
- ②県道の歩道整備や音響信号機、点字ブロック、横断歩道の設置などを進め、とりわけ、通学路の安全対策を急ぐこと。
- ③「信号機設置指針」に合致している箇所へは、優先的に信号機の設置を進め、設置数を抜本的に引き上げること。
- ④生活道路整備や県営住宅の増設・修繕などを促進すること。
- ⑤老朽化している橋梁やトンネルなどの状況を把握し、その改修を計画的かつ着実に推進すること。
- ⑥北総線、東葉高速線、千原線の高すぎる運賃引き下げを運営会社に求めること。
- ⑦利用者、障害者の利便性と安全性を大きく後退させる「駅無人化」をやめるとともに、駅ホームドア設置促進を鉄道各社に申し入れること。
- ⑧市町村が実施しているコミュニティバスやデマンドタクシー（乗合バス）への県補助を行うこと。

八、 災害に強い千葉県づくり

(1) 河川氾濫対策

- ①市町村の意向や河川氾濫、洪水発生状況ふまえ、県管理河川の水位計の設置個所の見直し、増設をすすめること。
- ②河川全体の必要な流量を確保するため、予算を抜本的に拡充し、日常から河道掘削、樹林管理、水門の改修・整備をすすめること。
- ③予定している堤防の構築は早期に完了させること。

(2) 土砂災害の防止

- ①土砂災害警戒区域（同特別区域）の指定の有無にかかわらず、住民に災害発生の危険がある区域であることを繰り返し周知徹底すること。
- ②対象住宅戸数にかかわらず急傾斜地崩壊防止工事へ県の補助を抜本的に拡充すること。

(3) 耐震化・消防力整備など防災対策の促進

- ①石油コンビナートのタンクの耐震化、津波と液状化への対策、周辺住民への安全対策や避難訓練などをすすめること。
- ②コンビナート企業に防災対策の進捗状況を定期的に明らかにさせ、住民に公表すること。
- ③戸建住宅やマンションの耐震診断、耐震工事への県の助成を拡充・新設すること。
- ④建築確認検査の民間任せなどを抜本的に改め、建物の中立・公正な検査体制確立と安全確保をはかること。
- ⑤公的、民間を問わず、医療、福祉、教育施設などの耐震化を促進すること。

- ⑥国の整備指針をふまえ、消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、救急車、救助工作車、消防水利整備、消防職員の増員について、県として支援すること。
- ⑦消防団員の処遇改善、日常の団運営の民主化に引き続き努力し、女性団員の増員に努めること。
- ⑧各地の自主防災会が必要な備蓄や訓練などを行い、災害時に適切に機能できるよう、県も支援すること。

(4) 災害時のライフラインの確保など

- ①県と各市町村および市町村と医療機関、高齢者、障害者、学校、保育所、幼稚園等との通信手段確保に最善をつくすこと。
- ②停電、断水が長期化しないよう、発電機と燃料、飲料水などを十分に確保するとともに、医療機関、福祉施設、学校など教育施設に速やかに配置できるようにすること。
- ③緊急事態に対応できる十分な職員を確保すること。

(5) 避難所生活の改善など

- ①避難所の冷暖房の整備、雨漏りの緊急点検、トイレの洋式化などを行うこと。
- ②避難所での温かい食事の提供、入浴の確保、プライバシーの保護などを徹底すること。
- ③福祉避難所の整備をさらにすすめるとともに、人員体制、備蓄状況、避難計画（経路）などを掌握し、必要な県の支援を強めること。
- ④帰宅困難な小中高校の児童生徒、教職員への水、非常食、毛布等の備蓄、保護者との連絡方法など万全を期すこと。
- ⑤「避難指示、勧告」の伝達方法、要配慮者のいる世帯への対応を絶えず改善すること。

(6) 被災者の住宅再建、生活支援

- ①「一部損壊」「半壊」への支援をさらに拡充させるとともに、あわせて、国に対して生活再建支援制度を改善、支援限度額の抜本的引上げ（当面500万円）を求めること。
- ②県営住宅、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅、ホテル・旅館など応急的な住まいの確保体制を整えておくこと。その際、地域コミュニティの継続に努め、「関連死」などを招かないようにすること。

九、 憲法をいかす千葉県へ

(1) 憲法9条の「改正」に反対するとともに、憲法を生かす政治への転換を求める

- ①唯一の戦争被爆国の日本政府に対して、核兵器禁止条約への参加を求めること。
- ②北朝鮮をめぐる諸問題や領土問題は、「対話による平和的解決」を国に求めること。
- ③安保法制＝戦争法、特定秘密法、共謀罪の廃止を国に申し入れること。
- ④沖縄米軍新基地建設反対のたたかいと連帯し、米軍へ日本の国内法を適用させるために日米地位協定の抜本改定を求めること。

(2) 千葉県を「戦争する国づくり」の足場にさせない

- ①木更津駐屯地への陸自オスプレイ配備を撤回させること。また、米軍オスプレイ定期整備拠点化撤回を強く要求すること。
- ②幕張メッセなど県有施設で「武器見本市」など違憲の催しを開催させないこと。
- ③米原子力空母の横須賀母港撤回を求めること。
- ④日本が犯した過去の侵略戦争の歴史や被爆の実相を後世に伝える活動を奨励すること。
- ⑤県内の「戦争遺跡」の調査、資料化、保全を県として行うこと。
- ⑥習志野基地のパトリオットミサイル（PAC3）撤去と、同演習場での第一空挺団のパラシュート降下訓練の中止を国に求め、降下始めでの日米共同訓練に反対すること。
- ⑦下総基地や木更津基地など自衛隊機による騒音被害の解消の対策を講じること。
- ⑧日本周辺での有事を想定した国民保護訓練は、災害時の避難とは異質である。戦前の「国家総動員」を想起させるような訓練をやめること。
- ⑨法定受託事務である「自衛官募集」に関する県の業務は最小限に留めるとともに、小・中学生などの職場体験から自衛隊を除くこと。
- ⑩被爆者と被爆二世、三世の健康を守るために、県独自の支援策を拡充すること。
- ⑪県内の土地利用規制法に基づく区域指定候補の撤回を国に求めること。

(3) 憲法の地方自治の本旨を生かし、県民の声に耳を傾け、県民に開かれた千葉県政

「住民が主人公」の県政を築くことは言うまでもありません。効率化や財政効果のみに着目した「行革」を見直し、営利主義、受益者負担の押しつけをやめること。

(4) 住民サービス向上と職員が働く意欲がわく職場環境づくりと待遇改善

- ①「第2期千葉県地方創生総合戦略」は、「人口減少」のもとで、住民が主体の「地方」「地域」づくりとなるものに改めること。
- ②「千葉県行財政改革指針」および「同行動計画」で、正規職員の増員を明記すること。また「公の施設の見直し」の名による福祉、医療、教育の分野における施設の統廃合は凍結し、再検討すること。
- ③知事部局、教育庁、公営企業体の職員を抜本的に増員し、時間外勤務の縮減を図り、突発的災害やパンデミックに対応できる職員体制へと見直しを図り、必要な職員は正規職員とすること。
- ④防災危機管理部門の女性職員を大幅に増員すること。
- ⑤会計年度任用職員など非正規の職員の処遇について正職員と同等にすること。
- ⑥すべての県会計年度任用職員の賃金を時給1500円に引き上げること。
- ⑦非正規職員も含め、知事部局・企業局・病院局の男女賃金格差を解消すること。
- ⑧県職員の過労死ラインを上回る長時間過密労働や常態化している休日出勤を抜本的に改善すること。残業実態に見合う手当をきちんと支給し、違法状態を直ちに解消すること。
- ⑨施設運営が経済効率優先とならざるを得ない指定管理者制度は、再検討すること。とりわけ、福祉や教育において、入所者・利用者の人命と人権が脅かされることのないよう体制を充実させること。

- ⑩住民負担やサービス低下を招く水道事業の「広域化」は行わないこと。また、「コンセッション方式」による利益優先の民間業者参入は水道事業の安全・安定性の後退につながるものであり、導入しないこと。
- ⑪国が国民の情報を厳格に掌握し、徴税強化と社会保障給付抑制を狙ったマイナンバー制度の運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止を政府に求めること。
- ⑫県行政に関わる情報は積極的に開示し、公文書公開条例の恣意的運用による情報の隠ぺいは決して行わないこと。

十、 具体的な各地域の切実な要望

(1) 災害対策関連

【大網白里市】

- ① 2級河川小中川の河川改修を早期に完成させること。
- ② 2級河川南白亀川について法面の点検と安全対策対を行うこと。

【睦沢町】

- ③ 千葉県睦沢町久保地域は、度々内水とみられる水害に見舞われている。内水対策を取ること。また、大型排水設備などの設置をすること。

【千葉市】

- ④ 村田川、大木戸橋周辺や越智町周辺において護岸工事を行うこと、氾濫しないよう河川改修を行うこと。

【市原市】

- ⑤ 養老溪谷の護岸整備と併せて市内中心部を流れる養老川全域の緊急点検を行うこと。

【船橋市】

- ⑥ 海老川流域の実効性ある治水対策を行うこと。

【市川市】

- ⑦ 派川大柏川の除草・浚渫・護岸整備の強化を行うこと。

(2) 交通安全対策

【千葉市】

- ① おゆみ野南5丁目の「ヴィクトリアおゆみ野店」前交差点から、おゆみ野南6丁目交差点の間及び、あけぼの通りの「ABC-MART 千葉あすみが丘店」前付近に横断歩道を新設すること。
- ② おゆみ野南5丁目36付近交差点に横断歩道と信号機を設置すること。
- ③ おゆみ野1丁目とおゆみ野中央1丁目間を横断する歩行者の安全を確保するとともに、京成線跨線橋の緑区側に信号機を設置すること。
- ④ 県道土気停車場金剛地線のあすみが丘ブランニューモールの南側に横断歩道及び信号を設置すること。
- ⑤ 越智町ファミリーマート前の交差点に右折矢印の信号機を設置すること。
- ⑥ 誉田八幡神社前交差点に右折矢印の信号機を設置すること。
- ⑦ 辺田十字路交差点に右折矢印の信号機を設置すること。
- ⑧ 創造の杜公園西側入り口に信号機を設置すること。

- ⑨大網街道の中宿バス停付近に信号機を設置すること。
- ⑩おゆみ野南4丁目にある「おゆみ野霊園管理事務所」前交差点に信号機を設置すること。
- ⑪おゆみ野南4丁目「たまごやとよまる」前道路交差点に信号機を設置すること。
- ⑫鎌取配水池バス停前、f 誉田明大踏切からの大網街道交差点に信号機を設置すること。
- ⑬おゆみ野南6-3 6-1 2付近交差点に信号機を設置すること。
- ⑭県道66号線の平山お願い薬師入口交差点に信号機を設置すること。
- ⑮おゆみ野1丁目「ココス千葉おゆみ野店」前の十字路に信号機を設置すること。
- ⑯県道66号線の平山坂上バス停横断歩道に信号機を設置すること。
- ⑰誉田八幡神社前交差点、大木戸小学校前道路と大木戸新田交差点からの道路の交差点に信号機を設置すること。
- ⑱「セブンイレブン千葉高田店」前に信号機を設置すること。
- ⑲千葉南警察書前交差点信号を「車両・歩行者分離」に変更すること。
- ⑳辺田十字路脇の旧道に感应式信号機を設置すること。

【船橋市】

- ㉑木下街道と成田街道の歩道拡幅に向けて、大幅に予算を増やすこと。

【市川市】

- ㉒市川市加藤新田から国道357へ向かう丁字路へ信号機設置をすること。
- ㉓市川市大洲3-10-13地先へ信号機設置をすること。
- ㉔市川市大洲2-1-16地先へ信号機設置を設置すること。
- ㉕市川市曾谷地域、県道264号の歩道などの早急な安全対策を講じること。

以上